

○総務省令第十四号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

総務大臣 高市 早苗

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(基準給与年額の算定方法)

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額（以下この号において「期末手当等の額」という。）を一会計年度当たりの額に換算して得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあつては、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額）

三 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。以下この号において「扶養手当等以外の手当」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあつては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額）

2 前項の報酬、給料又は手当の額には、普通地方公共団体の長等がその職責に係る他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の報酬、給料又は手当を含むものとする。

3 普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を普通地方公共団体の長等の基準給与年額とする。

4 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による俸給の額に十二を乗じて得た額

二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当又は勤勉手当の額

三 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当

〔新設〕

<p>5 (扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。)の額に十二を乗じて得た額</p> <p>前項の俸給又は手当の額には、当該地方警務官がその職責に係る他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の俸給又は手当を含むものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を地方警務官の基準給与年額とする。</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
--	---

(地方独立行政法人法施行規則の一部改正)

第二条 地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

(令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める給付)

第一条の二 令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める給付とは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第十九条の二第一項に規定する役員等（以下「役員等」という。）が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認（第三号において「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき退職手当以外の給与（当該役員等を兼ねていた期間のものに限る。）

二 令第三条の二第一項の報酬又は前号に掲げるものの性質を有する給付

三 役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から一部免除承認前に支給された退職手当（当該役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。）

四 令第三条の二第一項の退職手当又は前号に掲げるものの性質を有する給付

(基準報酬年額の算定方法)

第二条の三 令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 令第三条の二第一項の報酬の額並びに前条第一号及び第二号の額の事業年度ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二 次のイに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 令第三条の二第一項の退職手当の額並びに前条第三号及び第四号の額の合計額

ロ 役員等がその職に就いていた年数。ただし、当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数とする。

- (1) 理事長又は副理事長 六
- (2) 理事 四
- (3) 監事又は会計監査人 二

(令第三条の二第六項に規定する総務省令で定める給付)

第一条の四 令第三条の二第六項に規定する総務省令で定める給付とは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当（当該

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。）

「二 令第三条の二第六項の退職手当又は前号に掲げるものの性質を有する給付

別記様式（第七条関係）

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出
(地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2関連)

〔令和 年 月 日〕

一般地方独立行政法人の理事長 あて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) 一般地方独立行政法人における地位
氏名

2 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた
氏名 日時
〔令和 年 月 日 時〕

勤務先営利企業等の名称 勤務先営利企業等における再就職者の地位

3 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

--	--

別記様式（第七条関係）

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出
(地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2関連)

〔平成 年 月 日〕

一般地方独立行政法人の理事長 あて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) 一般地方独立行政法人における地位
氏名

2 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた
氏名 日時
〔平成 年 月 日 時〕

勤務先営利企業等の名称 勤務先営利企業等における再就職者の地位

3 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(合併特例区に係る基準給与年額の算定方法)
 第二十六條 地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[新設]

第十三条の二第一項	普通地方公共団体の長等の基準給与年額	合併特例区の長等の基準給与年額
第十三条の二第一項第一号	普通地方公共団体の長等の基準 日 普通地方公共団体の長等の基準	合併特例区の長等の基準日
第十三条の二第一項第二号及び第三号	普通地方公共団体の長等の任期 日 普通地方公共団体の長等の基準	合併特例区の長等の任期 合併特例区の長等の基準日
第十三条の二第二項	普通地方公共団体の長等が 日 普通地方公共団体の長等の基準	合併特例区の長等が 合併特例区の長等の基準日
第十三条の二第三項	普通地方公共団体の長等の基準 日 普通地方公共団体の長等の基準	合併特例区の長等の基準日 合併特例区の長等の基準日

給与年額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

